**平成２８年（フ）第２９１号**
さいたま市見沼区大和田町１丁目1385番地１ハイツ大和田203、破産手続開始時の住所さいたま市見沼区東大宮４丁目74番地５　第一大宮ハイツ102号
破産者　奥山　好平
1　決定年月日　平成28年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２８年（フ）第４８７号**
埼玉県上尾市上平中央３丁目８番地７　パークサイド101、破産手続開始時の住所埼玉県上尾市大字上1110番地４
破産者　神田　正範
1　決定年月日　平成28年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２８年（フ）第７９５号**
埼玉県上尾市二ツ宮993番地２　グランディ・グレース306
破産者　田中　健太
1　決定年月日　平成28年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２８年（フ）第１２号**
神奈川県愛甲郡愛川町中津3891番地の１　テラスハウス85Ｃ－７、前住所神奈川県相模原市中央区上溝3986番地１　ドラゴンマンション上溝壱番館404号
破産者　川崎　國夫
1　決定年月日　平成28年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２８年（フ）第３４号**
長野県下伊那郡高森町吉田107番地
破産者　本島　恭子
1　決定年月日　平成28年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

**平成２８年（フ）第７６号**
愛知県豊川市古宿町市道73番地の14
破産者　中村　康弘
1　決定年月日　平成28年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

**平成２７年（フ）第３９３４号**
大阪市天王寺区上本町６丁目３番31－531号
破産者　坎　　順子
1　決定年月日　平成28年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第８２１号**
大阪市城東区野江２丁目18番18号
破産者　**德**山　雅彦
1　決定年月日　平成28年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第２００７号**
大阪市城東区新喜多２丁目１番31号
破産者　日高工務店こと　日高　世紀
1　決定年月日　平成28年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第２２７０号**
大阪府大東市氷野４丁目８番902号、前住所大阪府八尾市永畑町３丁目１番12－813号
破産者　篠原　裕貴
1　決定年月日　平成28年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第２５０６号**
大阪府吹田市千里山西４丁目39番Ｃ－503号、前住所大阪府吹田市千里山西４丁目10番７号
破産者　黒田　　淳
1　決定年月日　平成28年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第２６４２号**
大阪市此花区酉島４丁目１番15－405号
破産者　馬場　武志
1　決定年月日　平成28年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第２７１２号**
大阪府八尾市久宝寺２丁目１番３－105号
破産者　須川　勝治
1　決定年月日　平成28年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第２７１３号**
大阪府八尾市久宝寺２丁目１番３－105号
破産者　須川　京子
1　決定年月日　平成28年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第２７５７号**
大阪府三島郡島本町江川２丁目24番５号
破産者　橋本　正博
1　決定年月日　平成28年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第２８２３号**
大阪府東大阪市日下町４丁目３番46号
破産者　辻本　正子
1　決定年月日　平成28年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第２８２５号**
大阪市城東区成育１丁目４番７号　桃井ハイツ305
破産者　池田　聖子（旧姓大塚）
1　決定年月日　平成28年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第２８２９号**
堺市南区泉田中992番地１
破産者　吉田　武夫
1　決定年月日　平成28年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第２８３４号**
大阪府枚方市東田宮１丁目15番６－302号
破産者　前田　　博
1　決定年月日　平成28年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部